

第101回安来市議会定例会 9月定例会議 提出議案等概要説明書

提出議案 41件

(議決案件 20件、認定案件 12件、報告案件 8件、諮問案件 1件)

※ 議決案件 2件、諮問案件 1件 …議案その2として定例会議最終日に提出

■ 9月1日提出議案

【議決案件】 条例案件 7件

議第100号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律により、引用している条文が繰り下げられたため、条文の改正を行うもの。

議第101号 安来市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

安来市生活排水処理事業特別会計に属する事業を、安来市下水道事業会計に編入するための改正を行うもの。

議第102号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正で、保育内容を定める役職が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたため、所要の改正を行うもの。

議第103号 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正で、基準を規定する役職が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたため、所要の改正を行うもの。

議第104号 安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の基準等は厚生労働省通知に準拠していたが、こども家庭庁において新たに事業実施要綱が発出し直されたため、所要の改正を行うもの。

議第105号 安来市公園条例の一部を改正する条例制定について

市営大塚団地の建設に伴い、現在の大塚公園の敷地部分が事業範囲となるため、大塚公園の廃止を行うもの。

議第106号 安来市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

根拠法令の一部改正に伴い、急速充電設備の定義の見直し、充電ポストの取扱いの改正等を行うもの。

【議決案件】市道路線 3件

議第107号 市道路線の廃止について

市営大塚団地の建設に伴い、大塚住宅8号線の廃止を行うもの。

議第108号 市道路線の認定について

民間宅地開発に伴い、猪子塚14号線の認定を行うもの。

議第109号 市道路線の変更について

市営大塚団地の建設に伴い、大塚住宅3.4.5号線の変更を行うもの。

【議決案件】予算案件 8件

議第110号 令和5年度安来市一般会計補正予算（第5号）

補正額	313,000千円
補正後予算額	27,047,720千円

【歳入】

・ 地方交付税	34,094 千円
・ 国庫支出金	△4,455 千円
・ 県支出金	144,765 千円
・ 繰入金	21,560 千円
・ 繰越金	38,522 千円
・ 諸収入	1,014 千円
・ 市債	77,500 千円

【主な歳出】

・ 市民課窓口改修事業	2,000 千円
・ 介護人材確保支援事業	4,400 千円
・ 保育環境改善事業	1,860 千円
・ マタニティ応援プロジェクト事業	6,000 千円
・ 産地生産基盤パワーアップ事業	123,612 千円
・ ハウス等整備支援事業	7,734 千円
・ 道路環境整備事業	7,000 千円
・ 一般市道改良事業	30,000 千円
・ 小中学校環境改善事業	50,804 千円

議第 1 1 1 号 令和 5 年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

補正額	2,901 千円
補正後予算額	3,919,901 千円

議第 1 1 2 号 令和 5 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

補正額	13,574 千円
補正後予算額	1,225,574 千円

議第 1 1 3 号 令和 5 年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

補正額	346,965 千円
補正後予算額	5,590,965 千円

議第 1 1 4 号 令和 5 年度安来市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）

補正額	3,000 千円
補正後予算額	570,700 千円

議第 1 1 5 号 令和 5 年度安来市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

補正額	500 千円
補正後予算額	914,500 千円

議第 1 1 6 号 令和 5 年度安来市水道事業会計補正予算（第 1 号）

水道事業収益	補正額	2,144 千円
	補正後予算額	1,066,342 千円
水道事業費用	補正額	△10,911 千円
	補正後予算額	1,092,945 千円
資本的収入	補正額	26,554 千円
	補正後予算額	461,983 千円
資本的支出	補正額	28,443 千円
	補正後予算額	877,851 千円

議第 1 1 7 号 令和 5 年度安来市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

下水道事業収益	補正額	△1,592 千円
	補正後予算額	1,072,873 千円
下水道事業費用	補正額	5 千円
	補正後予算額	1,019,110 千円
資本的収入	補正額	500 千円
	補正後予算額	1,421,620 千円
資本的支出	補正額	2,383 千円
	補正後予算額	1,858,103 千円

【認定案件】 1 2 件

認第 1 号 令和 4 年度安来市一般会計決算の認定について

認第 2 号 令和 4 年度安来市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認第 3 号 令和 4 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

認第 4 号 令和 4 年度安来市介護保険事業特別会計決算の認定について

認第 5 号 令和 4 年度安来市電気事業特別会計決算の認定について

認第 6 号 令和 4 年度安来市生活排水処理事業特別会計決算の認定について

認第 7 号 令和 4 年度母里財産区特別会計決算の認定について

認第 8 号 令和 4 年度井尻財産区特別会計決算の認定について

認第 9 号 令和 4 年度赤屋財産区特別会計決算の認定について

認第 1 号から認第 9 号までの 9 件について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、決算認定を求めるもの。

認第 10 号 令和 4 年度安来市水道事業会計決算の認定について

認第 11 号 令和 4 年度安来市下水道事業会計決算の認定について

認第 12 号 令和 4 年度安来市病院事業会計決算の認定について

認第 10 号から認第 12 号までの 3 件について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、決算認定を求めるもの。

【報告案件】 8 件

報第 7 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

財政健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき報告するもの。

報第 8 号 安来市土地開発公社の経営状況説明書について

報第 9 号 公益財団法人加納美術振興財団の経営状況説明書について

報第 10 号 一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団の経営状況説明書について

報第 11 号 一般財団法人安来ふるさと公社の経営状況説明書について

報第 12 号 有限会社やすぎ千軒の経営状況説明書について

報第 8 号から報第 12 号までの 5 件について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、市が出資している法人の経営状況を説明する資料を議会に提出するもの。

報第 13 号 議会の委任による専決処分の報告について

報第 14 号 議会の委任による専決処分の報告について

■議案その2（定例会議最終日に提出）

【議決案件】 2件

議第118号 財産の取得について

議第119号 工事請負契約の締結について

【諮問案件】 1件

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

■全員協議会の開催について

【9月4日開催分】

・島根原子力発電所1号機廃止措置計画（第2段階）の概要について

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画における全体工程の見直し及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の具体的な作業に係る計画を策定し、原子力規制委員会に変更認可申請書を行うことについて、8月8日に中国電力（株）から島根県及び松江市に対して事前了解願いの提出があった。

このことについて、市の考えを島根県に回答する必要があるため、中国電力（株）から廃止措置計画の変更内容について説明を受けるもの。

【9月25日開催分】

・島根原子力発電所1号機廃止措置計画（第2段階）に係る市の対応について

9月4日の中国電力（株）の説明を受け、議会としての判断を仰ぐもの。